

一般社団法人 山形県臨床工学技士会

災害対策マニュアル

一般社団法人 山形県臨床工学技士会 災害対策委員会

目次

- 1. はじめに・・・P3
- 2. 定義・・・・P3
- 3. 活動開始基準・・・・P3
- 4. 災害時の行動について・・・P4
- 5. 災害対策委員の役割について・・・ P4-5
- 6. 災害時情報共有について・・・ P5-9
- 7. 被災地派遣に関する事項・・・・P9
- 8. 災害時情報伝達訓練について・・・・P9-10
- 9. 通信手段・・・・P11
- 10. 災害時の情報発信項目例・・・・P12
- 11. 改定履歴・・・・P13

1. はじめに

災害時に、被災地域や被災施設が必要としている支援を、早く・十分に行うためには迅速で正確性の高い情報共有が重要である。

特に被災地域の医療機関には、災害時においても地域医療を維持するために必要な支援を迅速に行う必要がある。災害時情報共有が遅れると、支援の遅れにつながる可能性があるため、あらかじめ災害時情報共有体制を構築し、常に動けるよう体制を維持しておくことが極めて重要となる。

本マニュアルは、山形県の臨床工学技士が関連する病院・施設・企業・団体などとの災害時情報共有体制を整備し、被災地や被災施設への人的・物的支援、ボランティアや支援物資の調整・物流整備、関係団体との協働活動など、災害時活動において情報が十分活用される事を目的として作成した。

以下、山形県臨床工学技士会(以下、「当会」)の災害時情報共有体制について記載する。

2. 定義

2-1 災害

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、 地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼ す被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をい う。

2-2 防災

災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、災害の 復旧を図ること。

3. 活動開始基準

災害時情報共有の活動開始基準は、次の通りとする。

- 震度 6 弱以上の地震が発生した場合
- 大雨特別警報が発出され、土砂災害や浸水の危険が著しい場合
- 構造物の損壊・焼失・浸水・流失、交通網の遮断、停電、断水など、広範囲にわたる災害が発生した場合
- 当会会長または、関連団体より指示があった場合

上記基準に該当する災害が発生した場合は、災害発生地域、災害発生地域に隣接する地域、災害対策委員会は、情報共有活動を開始する。 それ以外の地域においては、災害対策委員会からの指示に基づいて活動を開始する。

4. 災害時の行動について

- まず自分の安全確保に努め、身近にいる者同士でお互いを救助しあう。
- 自分とお互いの安全が確保可能となったら、患者や職員・近隣も含めた人間の被災状況を確認する。
- 救助が必要な人の応急処置を行った後に、各設備と建物の被災・損壊状況を確認する。
- 自分と周辺の安全確保ができた後で、災害情報発信作業を行う。

5. 災害対策委員の役割について

- 災害時情報を迅速かつ正確に収集・共有するために、各エリア【村山地区 (山形市内・市外)、置賜、最上、庄内】ごとに災害対策委員を一名以上配 置する。
- 当会 災害対策委員は、日本臨床工学技士会 災害時情報コーディネータを 兼任し、災害時においては情報収集を行い、積極的に発信し、情報共有に努 める。
- 技士会としては、取り決めはないが各会員施設においては、災害時担当者を決めておくのが望ましい。

5-1. 役割

担当地域の災害時情報共有体制 を継続的に機能するように取り 組む。

災害発生時は、使用可能な通信 手段で担当地域の情報を集約し、 「災害時情報共有フロー図」に 沿って発信を行う。

なお、被災地外であっても、必要と思われる情報は積極的に発信し、情報共有に努める。

地域での災害時情報共有イメージ



- 被災施設からの情報送信が難しいことは容易に想定される。
- 使用可能な通信手段で連絡とり合い、情報発信が難しい場合は近隣施設や地域担当が協力し、代行報告を行う。

5-2. 登録

当会災害対策委員は、以下の登録を必須とする。

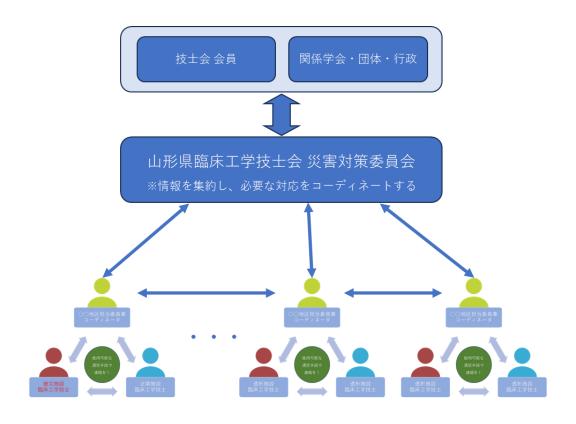
登録申請については、委員長がとりまとめ、これを行う。

- ①日本臨床工学技士会
 - 災害情報コーディネーターメーリングリスト「i-cood」
- ②日本透析医会 災害時情報ネットワークメーリングリスト「joho-ML」

6. 災害時情報共有手順

- 当会 災害対策委員会は、被災した会員施設または、近隣施設より提供された情報を基に、関係学会・団体・行政と情報共有を行い、必要な対応をコーディネートする。
- 必要に応じて、当会メーリングリスト等を用いての情報共有を行う。

6-1. 全体イメージ図



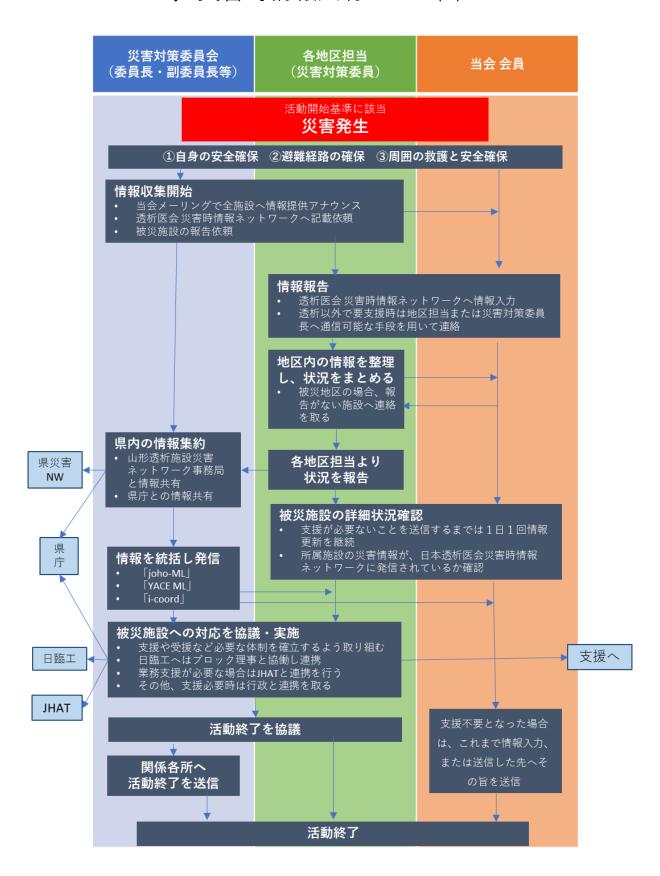
6-2. 活動中の注意

- 「当会メーリングリスト」や「joho-ML」、また関係団体や行政など、 対外的な情報発信は、情報を統括したうえで行う。対外的な情報の統 括・発信者は、次の順位とする。
 - 1. 災害対策委員会 委員長
 - 2. 災害対策委員会 副委員長
 - 3. 山形県臨床工学技士会 会長

(何らかの理由で応答が無い場合には、自動的に次の順位者が 対応する)

- 被災施設は、支援が必要ない事を送信するまで、1日1回発信した情報 更新を継続すること。
- マスコミなど一般に情報公開される所への情報提供は、施設・個人の特定や混乱につながる可能性がある。このため提供する情報内容について組織的に十分確認し、慎重に行うこと。
- 日本透析医会災害時情報ネットワークホームページへ発信した情報は、 誰もが閲覧可能な情報のため、入力する情報内容に個人情報が含まれ ないよう、注意すること。

6-3. 災害時情報共有フロー図



6-4. 災害対策委員会 情報収集開始の手順

- ① 災害時情報共有の活動開始基準に合致した場合、下記の内容で情報収集を行う。
 - タイトル:「災害時情報収集開始について」
 - メール本文:
 - 1. 災害発生場所
 - 2. 日本透析医会 災害時情報ネットワークへの記載依頼
 - 3. 上記URL「https://www.saigai-touseki.net/」
 - 4. 被災あり施設のエリア担当委員若しくは、委員長への連絡の 依頼
- ② 関係学会・団体、行政との連携が必要な場合は、その旨を会長へ報告する。

6-5. 当会メーリングリスト及び当会SNSの使用に関する注意事項

- 当会メーリングリストについては、常時に双方向での発信が可能な状態である。
- また、当会公式SNS等での情報発信についても、全国不特定多数に 発信される状態である。
- ・ メーリング及び当会 S N S を使用しての情報発信の際は、患者氏名・ 所属スタッフ氏名等個人情報漏洩となる内容は、メーリング及び S N Sには流してはいけない。個人情報のやり取りついては、担当者間で 行うこと。
- 当会公式SNSを利用して情報発信をする際は、委員長・副委員長もしく は当会会長の許可を得てから発信する事

6-6. 関係学会・団体・行政

- 当県で被災が認められた場合、連携をする関係学会・団体・行政について下記に列挙する。
 - 1. 日本臨床工学技士会 (ブロック担当 理事)
 - 2. 北海道·東北臨床工学技士会 災害対策委員会
 - 3. 日本透析医会 災害時情報ネットワーク
 - 4. 日本災害時透析医療協働支援チーム(JHAT)
 - 5. 山形県透析施設災害時情報ネットワーク
 - 6. 山形県 健康福祉部 医療政策課 地域医療対策担当

7. 被災地派遣に関する事項

• 災害時情報収集活動のための被災地派遣は、災害対策委員会が人選や派遣期間などについて協議し、会長の承認・指示で実施する。

8. 災害情報伝達訓練について

- 訓練は、技士会会員の防災意識向上や、災害発生時に確実に行動できる体制維持のために重要である。このため、災害を想定した情報共有訓練を定期的に行う
- 訓練においては、山形県臨床工学技士会・山形県庁・山形県透析施設災害情報ネットワーク事務局との連携にて、より実践的に行う。
- 災害対策委員長は、各地域【置賜、村山(山形市内・市外)、最上、庄内】 の中核施設にコーディネーターを配置し、その情報を把握することとする。

8-1. 訓練時期と頻度

① 衛星電話による情報伝達訓練(3月)

訓練目的

- ・災害発生時の対応として衛星電話を用いて情報発信を行う
- ・衛星電話の使用方法を確認する

訓練参加

- ・人工透析を施行している医療機関
- ・山形県庁
- ・山形県災害情報ネットワーク事務局

訓練方法

- ・シナリオを作成し、事前に各施設に通知する
- ・できる限り衛星電話を用いての連絡を行う
- ・衛星電話を使用しない施設は、固定電話または携帯電話を用いて、 情報発信を行う
- ・当日は、各地域の中核施設が情報を集約し、山形県庁に報告
- ・災害により透析続行が困難な施設に対しては、各地域で調整を行い、 それが困難な場合は全県的に調整を行う

② 日本透析医会災害情報ネットワークによる情報伝達訓練(9月)

訓練目的

- ・災害発生時の対応として災害情報ネットワークを用いて、情報発信 を行う
- ・災害情報ネットワークの使用方法を確認する

訓練参加

- ・人工透析を施行している医療機関
- ・山形県災害情報ネットワーク事務局

訓練方法

- ・シナリオを作成し、事前に各施設に通知する
- ・災害情報ネットワークへの書き込みは2回行う
- ・災害により透析続行が困難な施設に対しては、各地域で調整を行い、 それが困難な場合は全県的に調整を行う

8-2. 訓練状況の報告について

- 災害対策委員長もしくは委員は、訓練状況に関してメーリングリストに 速やかに報告する
- 年間の総括として、山形腎不全研究会 総会で報告する

8-3. 災害対策委員会での総括

- 定期会議にて、総括を行う
- 次年度への提言をまとめ、委員長が理事会で報告する

9. 通信手段

• 災害時の情報手段を以下に示す

人口的 夕 旧 秋 1 秋 2	
通信手段	使用条件
日本透析医会	透析施設担当者(誰でも情報発信・閲覧可)
災害時情報ネットワーク	※透析単位単位の情報発信(学会会員・非会員を問わず)
災害時情報伝達システム	※震度 6 弱以上の地震と、国または地方公共団体により災害救助法が適用
次合时间報は建ノステム	
	されるような、広範囲にわたる構造物の損壊・焼失・浸水・流失・交通
	網の遮断などの被害が発生した場合に活動開始
日本透析医会	「joho-ML」登録者のみ
災害時情報ネットワーク	
メーリングリスト「joho-ML」	※医師・臨床工学技士・看護師・行政等が登録
J J J J J J X T TJOHO WE	
日本臨床工学技士会	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □
災害情報コーディネーター	11 80001 並称目 17 77 ※臨床工学技士(災害情報コーディネーターとして登録済者)が共有すべ
メーリングリスト	き情報を発信(主に事務連絡)
[i-coodi]	※都道府県または地域単位で情報を集約し発信
	※臨床工学技士が登録
広域災害救急医療情報	一般市民向け
システム	※災害救急医療に関わる一般向け各種情報提供
[EMIS]	※災害医療に関わる固定コンテンツ
_	※災害医療全般についてのリンク集
	┃ ┃ 施設担当者(ログインのための機関コード・パスワードが必要)
	※災害医療情報(緊急時、詳細)の入力、検索、集計
	※災害救急に関わる関係者向け各種情報の登録・提供
	※医療機関情報の提供
	※災害時における速報
	┃※情報共有化機能(メーリングリスト、メールマガジン)
	※機関情報の管理機能
	※システム運用状態の切替
	※災害時における通知、連絡などの配信機能
	※DMAT指定医療機関から派遣されるDMATの活動状況の集約、提供
	MONINTIAL ENGINEERS OF THE CASE OF THE CAS
山形県臨床工学技士会	 当会メーリングリスト登録者のみ
メーリングリスト	<u>当なが、プラグラストを歌音のの</u> ※技士会会員への情報フィードバックに活用
× 9279×1	※1文工公公員刊グイードバックに泊用
英日南 到	マナナス佐乳のス
衛星電話	所有する施設のみ
	※所有する医療機関からの情報集約に活用
	※メール、携帯電話等にアクセス不能の場合に活用
	※天候により通信状況が左右される
LINE・Twitter・faebookなとのSNS	任意での使用(個人・施設でのアカウント)
電話連絡・SMS	※各医療施設、または個人より災害情報の集約に活用
■職場・個人等の電子メール	┃ ※夜間・休日などでメーリングリストにアクセスできない場合などに活用
	(各地域・委員会メンバー・団体などにおいて、迅速な情報集約のため
	に活用)
	(-/H/U/
災害用伝言ダイアル(171)	<u>■</u> 一般個人向け
	l
	※地震等の災害発生時に、被災地の方の安否を気遣う通話が増加し、被災 ***********************************
	地への通話がつながりにくい状況(輻輳:ふくそう)になった場合、速
	やかにサービスを提供開始
	※録音時間:1伝言あたり30秒以内
	※保存期間:災害用伝言ダイヤル(171)の運用期間終了まで
	※蓄積数:電話番号あたり1~20伝言
	※災害用伝言版(Web171)等との連携により登録された伝言を相互に確認
	が可能 11
	11

10. 災害時情報発信の項目例

災害時に共有すべき主な情報の例を以下に示す (初回報告はできる範囲内での報告でもよい)

- 被災内容
- 人員に関する事項(マンパワーが不足していないか)
- 施設全般の状況
- 病院機能の状況(外来・救急・透析・手術・集中治療室・栄養課(食事提供機能)の可否)
- 各医療機器の状況
- ライフラインの状況(水道・電気・ガス・医療ガス等)
- 人工呼吸患者状況(患者搬送・受け入れ等)
- 透析、CAPD等の可否
- 透析要請の有無
- 患者搬送の有無
- ボランティアの要・不要
- 透析室貸し出しの可否
- 透析受け入れ可否
- 不足物資(医療材料·生活物資等)
- その他、在宅呼吸器患者・院内呼吸器装着患者・ECMO装着患者の搬送 および受け入れの必要がある場合。

※給水の手配においては、無駄なく迅速に手配するために、各施設の1日あたりの水の使用量・貯水槽の容量・給水車と給水槽の間を繋ぐためのデバイス (ホースの長さ・揚水ポンプが必要か等)についての情報提供が必要となるため、各施設において事前に調査・準備をしておく必要がある。燃料の手配においても、日頃の情報の準備が必要である。

11. 改定履歴

• 2025年3月3日 初版作成 第16期 委員長 五十嵐太郎 須藤亜希子 鈴木則雄 鈴木有佳 色摩隆行 早坂健太 永沢光郎 土屋和紀